

矢板市公民館の使用許可に関する基準

矢板市の公民館は、社会教育法を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するため、下記の基準を定める。

1 利用対象について

公民館を利用することができる対象は、公的機関等及び下記の要件を全て満たす団体とする。個人、家族単位での利用はできないものとする。

- (1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の3分の1以上が矢板市在住または、在勤、在学で、3人以上で構成する団体であること。
- (2) 原則として規約または会則等を有すること。

ただし、公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合は、この限りでない。

2 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の理由を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

なお、矢板市公民館の貸館の使用許可に関する基準の詳細については、別紙1のとおりとする。

- (1) もっぱら営利を目的とする場合
- (2) 政治活動（特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等）を目的とする場合
- (3) 宗教活動（布教活動等）を目的とする場合
- (4) その他公民館の活動として、相応しない目的であると公民館長が判断した場合

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が上記（1）～（4）に該当しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

3 附 則

この基準は、令和3年12月1日から施行し令和4年4月1日から適用する。

別紙 1

矢板市公民館の使用許可に関する基準

矢板市公民館の使用許可の判断について、社会教育法第 23 条の規定及び矢板市立公民館使用規則に関する禁止、制限事項を定める。

営利目的に関すること	販売及び契約	・商品、サービス等の販売、契約を行うこと。	公共的、地域振興的なものは可
	宣伝、勧誘	・イベント等での企業の PR、チラシ配布、試供品提供 ・勧誘 ・商品、サービス等の説明会や展示等	
	対外的な事業	・市民等、関係業者（会員）等に対しての講座、教室、講習会、説明会等 ・就職説明会、採用試験等 ・お客様感謝祭等のイベント等	市民等：在勤者、在学生を含む 会員：会費等の徴収有無に拘わらない
政治活動に関すること	特定会員のみで行う事業	・政党、政治団体が構成員のみでの会議、研修、勉強会等	
	選挙活動	・選挙期間前の選挙運動	
	宣伝、勧誘	・政党や候補者による PR、チラシ等配布	政治報告会、個人演説会は可
宗教活動に関すること	宗教行事、行為	・宗教行事、宗教行為	
	宗教に関する事業	・市民等に対して聖書に関する講習会等	
	宣伝、勧誘	・市民等に対して布教活動、宣伝勧誘、チラシ配布等	
その他	周囲への迷惑を及ぼす行為	・大きな音が出る楽器の練習	周囲に迷惑を及ぼさない場合は可
	施設等を損傷させる行為	・施設内での投球、蹴球等	